

## 意見書

※詳細は会議録又はホームページでご覧下さい。

### 不発弾処理等に関する意見書

戦後66年、沖縄戦の傷跡が未だ残る沖縄県においては、県土に打ち込まれた砲弾は約20万トン以上といわれ、現在においても約2,300トンの不発弾が埋没していると推測される。

不発弾処理については、不発弾処理に伴う移動困難者への対応、避難に伴う交通費や安全対策に係る費用負担の問題など多くの課題が明らかになった。町民・県民の生命・財産、生活の安全を守る立場から、不発弾処理は国の責任で国が当然として行わなければならない戦後処理事業として位置づけ、下記の事項について強く求めるものである。

1. 公共、民間工事を問わず、磁気探査を義務化し、探査及び処理に係る費用のすべてを全額国庫負担とすること。
2. 避難等による住民の経済的損失を補償すること。
3. 不発弾撤去を加速化する仕組みづくりを早急に図り、実施すること。
4. 不発弾処理に関する法律を速やかに制定すること。

あて先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、財務大臣、防衛大臣、沖縄及び北方対策担当大臣

#### 陳情・要請等の審議結果

##### 6月定例会からの継続の陳情

件 名	結 果
離婚後の親子の面会交流に関する支援を求める意見書の提出について	審議未了
県道浦添～西原線（38号）について	採 択
「子ども・子育て新システム」に基づく保育制度改革に反対する意見書提出を求める請願書	審議未了
西原町ふれあいバスの購入について（要望書）（文教厚生常任委員会、全会一致で不採択）	賛成少数で不採択
高台家屋の排水処理の徹底についての陳情について	審議未了

##### 9月定例会の陳情

件 名	結 果
就学援助制度の周知・拡充を求める陳情	採 択
離島におけるがん患者支援対策推進を求める意見書の採択と県への働きかけを求める要請	採 択
地元产品奨励及び地元企業優先発注について（要請）	採 択
漁業用燃油にかかる軽油取引税の免税等に関する国への意見書の提出を求める請願書の提出について	採 択
県産品の優先使用について（要請）	採 択
西原町農業委員会委員への女性登用について（要請）	審議未了
公共工事発注に際しての事業用自動車（緑ナンバー）使用に関する陳情	採 択
長寿社会における自立した生活の実現を目指す「シルバー人材センター」への支援の要請	採 択
台風9号・飛来物被害補償に関する要望書	一部採択
幼稚園教諭の本務採用について（陳情）	文教厚生常任委員会付託
幼稚園教諭の制度改善について（陳情）	文教厚生常任委員会付託
「幼稚園・就学前教育」準義務教育化・無償化要請制度設計の意見書提出に関する陳情	文教厚生常任委員会付託

### 離島におけるがん患者 支援対策推進を求める意見書

28の有人の離島をかかえる島嶼県沖縄。離島におけるがん患者は、治療の不安や苦痛に加え、離島であるが故の経済的負担や精神的な負担を強いられています。「離島に住んでいても安心して本人の望む医療が受けられるように、住む所によって命の重さに差のないように」の視点でハンディを取り除く支援を県全体で取り組んで下さるよう、下記の項目について西原町議会は強く求めます。

- 1.がん条例の中に離島支援対策の文言をきちんといれること。
- 2.離島の患者への経済支援策を講じること。
- 3.離島の患者の負担軽減策を講じること。
- 4.患者情報・相談支援センターを設置すること。
- 5.がん診療準拠点病院の機能の強化、充実を図ること。

あて先 沖縄県知事

### 燃油税制にかかる特例措置に関する意見書

漁業においてはコストに占める燃油のウエイトは極めて大きいことから、我が県の漁業は、かねてからの魚価下落に加えて燃油高騰が継続する中、ここ数年で急速に疲弊した。

さらに追い討ちをかけるように今回、東日本大震災の大打撃に加え原発事故の風評被害にも見舞われ、漁業経営はより深刻の度を深めている。

このような中、県民に対する水産物の安定供給とともに、これを不可欠の前提となる漁業者の経営の安定を維持するために、国会及び政府におかれでは、漁船用軽油にかかる軽油引取税の免税をはじめとする、以下の燃油税制にかかる特例措置を要望する。

- 1.漁船に使用する軽油にかかる軽油引取税の免税措置について、恒久化すること。
- 2.農林漁業用A重油にかかる石油石炭税の免税・還付措置について、恒久化すること。
- 3.地球温暖化対策税については、漁業者の負担が一切増えることのないよう万全の措置を講じること。とくに燃油への課税についてはA重油に限らず、軽油も含めて油種にかかわらず負担増を回避するよう措置すること。

あて先 【意見書】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、農林水産大臣、総務大臣

## 意見書

※詳細は会議録又はホームページでご覧下さい。